

京都市社会福祉審議会 関係規定

＜京都市社会福祉審議会条例＞

（設置）

第1条 社会福祉法（以下「法」という。）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会として、京都市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（副委員長）

第4条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前2項の規定の適用については、当該事項に係る特別委員は、委員とみなす。

（専門分科会）

第6条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び特別委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選により定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は特別委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

＜京都市社会福祉審議会条例施行規則＞

（専門分科会の招集及び議事）

第1条 京都市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の専門分科会は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会長は、会議の議長となる。

3 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 専門分科会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第2条 専門分科会は、特定の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、専門分科会に属する委員及び特別委員のうちから委員長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、その部会に属する委員及び特別委員の互選により定める。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

（部会の招集及び議事）

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、その部会に属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をその部会が属する専門分科会に報告しなければならない。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

＜京都市社会福祉審議会運営要綱＞

（専門分科会の設置）

第1条 京都市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に，社会福祉法（以下「法」という。）

第11条第1項の規定により，民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定により，審議会に福祉施策のあり方検討専門分科会，地域福祉専門分科会及び社会福祉充実計画審査専門分科会を置く。

(1)福祉施策のあり方検討分科会は，福祉施策推進のための基本理念，及び福祉施策全般に共通する基本指針に関する事項を調査審議する。

(2)地域福祉専門分科会は，地域福祉の推進に関する事項を調査審議する。

(3)社会福祉充実計画審査専門分科会は，社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の法第55条の2第1項に規定する社会福祉充実計画を審査する。

（部会）

第2条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により，身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 地域福祉専門分科会に市町村地域福祉推進計画の策定及び改定に係る検討を行うため，指針改定作業部会を置く。

（雑則）

第3条 この要綱に定めるもののほか，審議会の運営に関し，必要な事項は委員長が定める。

＜京都市市民参加推進条例（抄）＞

（附属機関等の会議の公開）

第7条 附属機関の会議及び市民，学識経験のある者等で構成する会議は，公開しなければならない。ただし，会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は，この限りでない。

2 前項の会議を招集する者は，当該会議の期日までに相当な期間を置いて，当該会議について，開催する日時及び場所，議題，傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし，緊急を要するとき，又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは，この限りでない。

3 第1項本文の規定により公開した会議については，会議録を作成し，これを公表しなければならない。